【別記】

建設関連業務委託に係る最低制限価格の算定式等の見直しについて

現　　行

１　測量・設計コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格の算定方法

- 測量業務の最低制限価格（税込，千円未満切上げ）＝予定価格×８２％
- 設計業務の　　〃　　＝予定価格×８０％
- 地質調査業務の　　〃　　＝予定価格×８５％

２　維持修繕業務委託に係る最低制限価格の算定方法

(1)積算体系が土木工事標準歩掛によるもの

下記の式により算出される額

最低制限価格(税込，千円未満切上げ))＝Ｋ×１．１０

Ｋ＝Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ

H31年 公契連 モデル	Ａ：直接工事費×０．９７ Ｂ：共通仮設費×０．９ Ｃ：現場管理費×０．９ Ｄ：一般管理費×０．７５

※　維持修繕業務委託とは，測量・建設コンサルタント等業務を除く，清掃，除草，伐採，剪定，補植，点検業務等

(2)積算体系が土木工事標準歩掛によらないもの

- 最低制限価格（税込，千円未満切上げ)）＝予定価格×８８％

改　　定

１　測量・設計コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格の算定方法

- 測量業務の最低制限価格（税込，千円未満切上げ）＝予定価格×８２％
- 設計業務の　　〃　　＝予定価格×**８１％**
- 地質調査業務の　　〃　　＝予定価格×８５％

２　維持修繕業務委託に係る最低制限価格の算定方法

(1)積算体系が土木工事標準歩掛によるもの

下記の式により算出される額

最低制限価格(税込，千円未満切上げ)＝Ｋ×１．１０

Ｋ＝Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ

H31年 公契連 モデル ＋ 独自係数	Ａ：直接工事費×０．９７ Ｂ：共通仮設費×０．９ Ｃ：現場管理費×０．９ Ｄ：一般管理費×０．７５

※　維持修繕業務委託とは，測量・建設コンサルタント等業務を除く，清掃，除草，伐採，剪定，補植，点検業務等

(2)積算体系が土木工事標準歩掛によらないもの

- 最低制限価格（税込，千円未満切上げ）＝予定価格×８８％